

# マイナンバー

## 〈社会保障・税番号制度〉が始まります！

### その2

平成27年10月から

### 通知カードの送付



通知カードは、紙製のカードを予定しており、券面に氏名、住所、生年月日、性別(基本4情報)、マイナンバーが記載されたものになります。通知カードは全ての方に送られますが、顔写真が入っていませんので、本人確認のときには、別途顔写真が入った証明書などが必要になります。

平成28年1月から

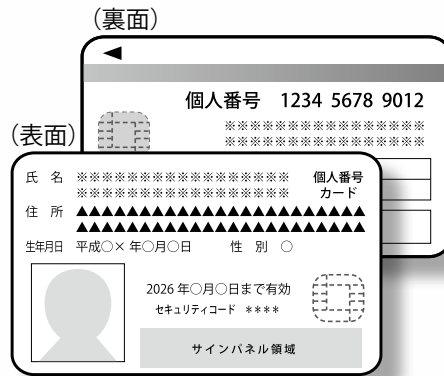
### 申請者へ個人番号カードの交付

平成27年10月以降、通知カードでマイナンバーが通知された後に、同封された申請書を郵送することなどによって平成28年1月以降、市役所の窓口で個人番号カードの交付を受けることができます。

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をはじめとした各種電子申請が行えることや、お住まいの自治体が条例で定めるサービス\*にも使用できます。

なお、個人番号カードに搭載されるICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書は記録されますが、所得の情報や病気の履歴などの機微な個人情報情報は記録されません。そのため、個人番号カード1枚からすべての個人情報が分かってしまうことはありません。

\*本市で利用できるサービスは、決定次第お知らせいたします。



#### ■個人番号カード(イメージ)

券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。

今年10月から、住民票を有する全ての方に12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます。通知は、原則として住民票に登録されている住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を送ることからはじまります。



### マイナンバーはどのような場面で使うの？

社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。このため、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書などにマイナンバーの記載を求められることとなります。また、税や社会保険の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うこととされている場合もあります。このため、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

#### 具体的な使用例

- 1 毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示
- 2 厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示
- 3 証券会社や保険会社などにマイナンバーを提示し、法定調書などに記載
- 4 勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票などに記載

問合せ先 企画課 情報政策担当

○国のHPアドレス：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

○マイナンバーのコールセンター

☎0570(20)0178

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律や自治体の条例で定められた行政手続にしか使えません。

